対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県行橋市	大字東徳永（次の図面に示す部分に限る。）及び大字袋迫
	福岡県京都郡みやこ町	呰見（次の図面に示す部分に限る。）、綾野（次の図面に示す部分に限る。）、下原、徳永（次の図面に示す部分に限る。）及び吉岡（次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県築上郡築上町	大字上別府、大字下別府、大字船迫、大字安武及び大字弓の師（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十八　航空自衛隊芦屋基地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県遠賀郡芦屋町	大字芦屋千四百五十五番地一
対象防衛関係施設の区域	福岡県遠賀郡芦屋町	大字芦屋及び緑ケ丘（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県遠賀郡岡垣町	大字糠塚（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県遠賀郡芦屋町	大字芦屋、祇園町、幸町、白浜町、正門町、船頭町、高浜町、中ノ浜、西浜町、浜口町、緑ケ丘及び山鹿（次の図面に示す部分に限る。）並びに大字芦屋、祇園町、幸町、白浜町、正門町、船頭町、高浜町、中ノ浜、西浜町、浜口町、緑ケ丘及び山鹿以外の次の図面に示す地域
	福岡県遠賀郡岡垣町	大字黒山及び大字糠塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県遠賀郡遠賀町	大字尾崎、大字鬼津、大字島津及び大字若松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度五十二分五十二秒、東経百三十度三十七分十一秒の点 二　北緯三十三度五十二分五十六秒、東経百三十度三十七分十秒の点 三　北緯三十三度五十三分二十一秒、東経百三十度三十七分二十一秒の点 四　北緯三十三度五十三分三十九秒、東経百三十度三十七分五十四秒の点 五　北緯三十三度五十四分三秒、東経百三十度三十八分五十六秒の点 六　北緯三十三度五十四分五秒、東経百三十度三十九分三十二秒の点 七　北緯三十三度五十四分三秒、東経百三十度三十九分四十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十九　航空自衛隊春日基地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県春日市	原町三丁目一番地一
対象防衛関係施設の区域	福岡県福岡市博多区	大字雀居、大字下月隈及び大字東平尾（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県春日市	春日公園六丁目及び原町三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県大野城市	大字上大利（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県福岡市博多区	青木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、板付一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字青木、大字板付、大字上臼井（次の図面に示す部分に限る。）、大字上月隈、大字雀居、大字下月隈（次の図面に示す部分に限る。）、大字東平尾、上牟田一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、寿町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、山王二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭南町一丁目から三丁目まで、新和町一丁目及び二丁目、竹丘町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、月隈一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、那珂四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西月隈一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西春町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、春町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、半道橋一丁目及び二丁目、東那珂一丁目から三丁目まで、東平尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、東平尾公園二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、光丘町一丁目から三丁目まで並びに元町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで